

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

April 2017

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 9

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカー・マッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 9 となる本号では、英国の税務戦略の開示義務要件の公表や、欧州における競争法違反行為に関する新たな通報制度の導入など、各国の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

- [【インドネシア】公開会社の株式保有に関する金融庁規則の発行](#)
- [【香港】最高裁が、商業賄賂を禁止する法令の解釈を示す判決を発表](#)

2. 豪州

- [外国投資制度の改正に関するコンサルテーション・ペーパーの公表](#)
- [迂回利益税法案が可決・成立](#)

3. 米州

- [【アルゼンチン】汚職に関する会社の刑事責任を定めた法案](#)
- [【米国】米国政府、ZTE による経済制裁及び輸出管理法違反に対し 11.9 億ドルの罰金を賦課](#)
- [【メキシコ】憲法の労働法分野の改正](#)

4. 欧州

- [【EU】競争法：欧州委員会、新たな通報制度を導入](#)
- [【英国】税務戦略の開示義務要件の発表—開示内容・時期・方法・罰則](#)

ベーカー・マッケンジー
セミナーのご案内

クロスボーダー・ライフサイエンス
・ビジネス —法的問題に関する
説明会

主催：
ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

開催日：2017年6月6日(火)

時間：1:00 pm - 5:30 pm
(受付開始 12:30 pm)

会場：
ホテルオークラ東京
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-10-4
[ご案内図](#)

費用：無料

言語：日本語・英語(同時通訳あり)

セミナーの内容、申込方法等の詳細は
[こちら](#)をご覧ください

1. アジア

インドネシア

公開会社の株式保有に関する金融庁規則の発行

2017年3月14日に、インドネシアの金融庁（OJK）は、公開会社の株式の大量保有に関する新規則（OJK Rule No.11/POJK.04/2017）（以下、「新規則」）を発行した。同規則は旧規則（OJK Rule No. 60/POJK.04/2015）（以下、「旧規則」）に代わるものであり、発行と同時に効力が発生している。

新規則には以下の3点の重要な変更が含まれる。

- (a) 間接的保有の概念を新たに導入
- (b) 変更報告の対象となる株式保有割合の変更に関する基準（0.5%以上の保有割合の変更）を新設
- (c) OJK への報告用フォームの指定

以下、上記の重要な3点の変更を含め、新規則において変更された事項の概要を説明する。

報告義務者

新規則の下では、以下の者（以下、「報告義務者」）が株式の大量保有報告の提出を求められる。

- (a) 直接的又は間接的に当該会社の株式を保有する公開会社の取締役及び監査役（コミサリス）
- (b) 公開会社の株式の5%以上の割合を直接的又は間接的に保有する者

旧規則とは異なり、新規則では間接的保有の概念が導入されており、株式の最終的な受益者を規制の対象とすることが意図されている。

報告の提出期限

旧規則と同様、新規則の下でも大量保有報告の提出期限は報告義務者が株式を取得してから10日以内となり、変更報告の提出期限も同様である。

新規則は新たに、株式保有者が大量保有報告の代理提出を第三者に委任することを認めている。第三者が大量保有報告の提出を委任された場合には、提出期限は委任を行わない場合に比べて短縮され、報告義務者が株式を取得してから5日以内とされている。この提出期限は、変更報告の場合にも同様に適用される。なお、提出期限となる日がインドネシアの休日となる場合は、提出期限は当該休日の後の最初の営業日とされる。

報告書の提出方法

OJK は新たに大量保有報告に関する報告書のフォームを導入した。OJK への大量保有報告又は変更報告の提出は、同フォームを用いて行わなければならない。同フォームにおいては、取引前後の株式保有割合、取引株式数、取引価格、取引の目的、保有の形式（直接的又は間接的）等の一定の事項を記載する必要がある。また、報告義務者が第三者に報告の提出を委任する場合、委任状を OJK に提出しなければならないとされる。

変更報告の要件

旧規則の下では、たとえ1株であったとしても、報告義務者の株式保有割合に変更があった場合には常に変更報告が必要であった。新規則の下でも、当該会社の株式を保有する公開会社の取締役及び監査役については同様の変更報告の義務が課せられる。これに対し、公開会社の株式を5%以上保有する株主については、新規則の下では、1回の取引又は複数の一連の取引により0.5%以上の株式保有割合の変更があった場合にのみ、変更報告の義務が課せられる。

この変更報告の要件の変更は、頻繁に株式の取引を行う者の変更報告の回数を減少させることになると考えられるが、その一方で、株式保有者に対し、最終の報告がいつであったか、また、0.5%の保有割合の変更が生じているかを継続的に確認する負担を負わせることになる点に留意する必要がある。

関連会社の取締役及び監査役の株式保有

新規則の下では、公開会社は、その取締役及び監査役が保有する当該会社の株式の保有割合（及びその変更）についての会社への報告義務に関するポリシーを設けなければならないとされる。OJKへの大量保有報告の提出期限とは異なり、会社への報告は、取締役又は監査役が当該会社の株主となってから、又は、その者らの株式保有割合が変更されてから3営業日以内とされる。当該ポリシーの実施状況は年次報告書又は当該会社のウェブサイトにて公開しなければならない。

[最初のページに戻る](#)

香港

最高裁が、商業賄賂を禁止する法令の解釈を示す判決を発表

香港終審法院は、2017年3月14日、商業賄賂を禁止する賄賂防止条例9条の解釈を明確化する判決（14/03/2017, FACC Nos.11&18/2016）（以下、「本判決」）を発表した。本判決は、香港において事業を展開する企業に影響しうるため、以下概要を紹介する（なお、上記法令は域外適用の規定を欠くため、適用範囲は賄賂の申込みや受取りが香港で行われた場合に限られる。）。

事案の概要は以下のとおりである。香港の民間テレビ局である **Television Broadcasts Limited (TVB)** の人気番組『**Be My Guest**』の司会役で有名な **Stephen Chan** 氏は、放送事業のジェネラルマネージャーとして TVB に雇用されていた。TVB は、2009年12月31日、香港にあるショッピングモール **Olympian City** との共同事業として、**Olympian City** からカウントダウン・ショーを放映し、**Chan** 氏は同ショーのプログラムとして実施された『**Be My Guest**』に出演した。同ショーへの出演にあたり、**Chan** 氏は、TVB 以外の事業者が実施するイベント等への出演に関し代理人として起用していた **Edthancy Tseng** 氏を通じ、**Olympian City** から112,000香港ドル（約150万円）を受け取ったところ、**Chan** 氏は収賄、**Tseng** 氏は贈賄の容疑で起訴された。本件の刑事訴訟は6年もの長きにわたり続き、高裁が一審の無罪判決を覆して有罪判決を下したこともあり、マスコミから大きな注目を集めていた。

賄賂防止条例9条は、1項(a)号で、代理人（典型的には企業の役職員がこれにあたる。）が、法的権限又は合理的理由なく、本人（典型的には雇用主がこれにあたる。）の営む事業に関連して、特定の行為を行うこと又は行うべき行為を行わないこと（(b)号では、誰かを不当に有利又は不利に扱うこと）に向けた誘因若しくは対価として又はこれに起因して、利益の供与を求め又は利益を受領する行為を代理人の違反行為と規定し、2項でこれを贈賄側から規定している。本判決は、本条の違反行為は、本人・代理人間の誠実

な関係を毀損し、本人に損害を与えた場合に成立するという見解の下、本条の違反行為は、ケースごとの具体的事情に鑑み、本人の利益に損害を与える行為の誘因として、代理人に対し利益が供与され又は代理人が利益を要求若しくは受領したといえる場合に成立すると判示した（従い、代理人は、同条に違反するリスクを回避するためには、そのような行為について本人から事前同意を得ておくことが好ましいと考えられる。）。また、ここにいう「損害」は、経済的又は財産的な損害のみならず、より広く、レピュテーションの毀損等を含むことも明らかにされた。

その上で、本判決は上記事案について、Chan氏がOlympian Cityでのカウントダウン・ショーに出演したことにより、TVBには何ら損害が生じていないと考えられること、Chan氏は、TVBに対し視聴率等の面で利益をもたらすためにカウントダウン・ショーに出演したと考えられること等に基づき、Chan氏の受領した利益はTVBの利益に損害を与えることに向けられたものではなかったとして、Chan氏及びTseng氏に無罪を言い渡した。

香港で事業を行う企業は、当該企業の役職員による、兼業等の当該企業外部の業務に関する報酬の受領が収賄に該当するリスクや、当該企業による外部コンサルタントへの報酬の支払いが当該コンサルタントの雇用者等との関係で贈賄に該当するリスクを回避するため、本判示を踏まえた適切なコンプライアンス・ルールを整備することが求められる。例えば、役職員の雇用契約や内部規則における、役職員による兼業等の当該企業外部の業務に関する関連規定の見直し、有償で当該企業外部の業務に従事しようとする役職員による、当該企業からの事前同意の取得手続、当該企業が起用するコンサルタントが勤務先から取得した事前許可の確認手続の整備等の具体的対応が望まれる。

[最初のページに戻る](#)

2. 豪州

外国投資制度の改正に関するコンサルテーション・ペーパーの公表

2017年3月8日に、オーストラリア政府は、オーストラリアの外国投資制度の改正への意見を求めるコンサルテーション・ペーパーを公表した（意見の提出期限は同月29日であり、既に提出期間は終了している。）。以下、同コンサルテーション・ペーパーで検討されている改正のうち重要な事項を説明する。

「指定地域にある土地」

現行法上、「既に使用されている商用土地」の取得に関する届出につき、一定の要件を満たす特に重要な土地（sensitive land）については、通常の2億5,200万豪ドルという金額基準に比して低い、5,500万豪ドルという基準が適用される。低い金額基準が適用される要件の一つである「指定地域にある土地（land under prescribed airspace）」は、特に主要都市において、過度に広範な土地が該当してしまうという問題が指摘されている。

本コンサルテーション・ペーパーでは、「指定地域にある土地」を特に重要な土地（sensitive land）の定義から除く、又は、5,500万豪ドルという低い金額基準そのものを撤廃するという選択肢を提示している。

重要度の低い投資活動に対する過剰規制の是正

現行の届出制度では、届出義務のある行為につき広い規制の網を掛けていることにより、重要性が低いビジネス上の提案に対して届出義務が課されることで、望ましい規制の水準を超えた過剰な規制となっていることが指摘されている。このことは、特に、その投資につき金額基準が適用されない外国政府投資家について当てはまる。

この点につき、外国政府投資家に関する特別な証明書制度（証明書の取得者については、外国投資審査委員会（FIRB）と合意した条件に従い、外国投資制度において外国政府投資家に適用されている特別の要件の適用を免除する。）の導入や、価格が100万豪ドル以下の証券取引についての適用除外等の、特に外国政府投資家の関心の対象となるいくつかの案が提案されている。

届出費用制度の改正

現行の届出費用の制度については、複雑なものとなっており、わずかな状況の差異により届出費用に格差が生じることが指摘されている。

この点につき、定額費用制度、取引価額に基づく段階的費用制度（例えば、取引価額に一定の料率を掛けて算出する等）といった届出費用制度に関する代替案が提案されている。代替案のうちいくつかは、現行制度上は金額基準が適用されない（その結果、取引価額に対して不相応に高額な届出費用を支払うこととなっている）外国政府投資家にも歓迎されるものと思われる。

結論

本コンサルテーション・ペーパーにおいて提案されている改正案は、2015年に行われた改正に続き、関係者との意見交換を通して外国投資制度を改善したいというオーストラリア政府の意向を示しており、外国投資家一般にとって、また、特に商用土地の取得を予定する外国投資家や外国政府投資家にとって、歓迎されるべきものと考えられる。

[最初のページに戻る](#)

迂回利益税法案が可決・成立

本年1月号で取り上げた、オーストラリア政府の迂回利益税（「Diverted Profit Tax」。以下、「DPT」）に係る草案公表に引き続き、2017年2月9日付で、財政法改正（多国間租税回避対策）法案（2017）が国会に提出され、2017年4月5日付で法案が可決された。

法律の概要

これにより、課税庁長官は、2017年7月1日以降に開始する事業年度から、年間のグループ収入が10億豪ドル（約840億円）以上を有する多国籍企業が関連者間取引を通じて豪州から他国に流出した所得（迂回利益）に対して、40%のペナルティを課することができるようになる。

DPTは次に掲げる条件に該当する法人（関連する納税者）に適用される。

- 国外関連者間取引のスキーム（又はその一部）の主な目的（複数の主な目的の一つである場合を含む）が、関連する納税者（又は関連する納税者及びその他の納税者）が、
 - (a) 豪州においてタックスベネフィット（豪州における租税債務の減少）を得ること、又は
 - (b) 豪州においてタックスベネフィットを得て、かつ外国税額を減少させること

である場合（主要目的テスト）

- 当該納税者が、年間のグループ収入が少なくとも10億豪ドル（約840億円）以上である多国籍企業（特定多国籍企業）のメンバーである場合
- 当該納税者が国外関連者を通じたスキームに関連して税制上の恩典を得ている場合
- 当該スキームによる外国法人の外国税額の増加分が、当該納税者のオーストラリアにおける税額の減少分の80%に満たない場合（海外租税テスト）
- 当該スキームに組み込まれた各法人に生じた収入が、各法人の経済実体を合理的に反映しているとはいえない場合（経済実体テスト）

草案に定められた基準は、可決された法律にも残されることになっている。特に、DPT課税のための査定及び不服申立ての手続きはそのままであり、納税者は早い段階で課税庁長官の裁量に委ねられるルールに従うことを推奨されることになる。この点について、

- 課税庁長官は上記3つのテストに基づいて結論を下すことができるが、これが納税者の情報提供の欠如や不足によって妨げられることはないと言われており、さらに課税庁長官は、これらのテストに関連して結論を下すにあたり、積極的な情報収集が要求されるものでもない。
- 納税者はオーストラリア連邦裁判所に控訴することにより、DPT査定への不服申立てをなすことができる。しかし連邦裁判所は通常、申立て期間中に課税庁長官に提出された証拠しか考慮に入れることができない。すなわち、関連する納税者又はその関連者が申立て期間の前後を通して保有している情報又は文書は、課税庁長官が申立て期間中に保有していないものとして、通常、証拠として認められない。

草案からの主な変更点

昨年末の草案と比較し、可決された法案には、主に以下の4つ変更点がある。

1. 投資信託、幅広い構成員からなる外国の投資ビークル、外国政府の保有する外国法人、及び年金基金等への適用除外規定の導入。
2. 経済実体テストは、取引スキームによって生じた利益（収入ではない）が当該スキームに関連する法人の経済実体を合理的に反映している否かを、利用された資産や想定されるリスクを踏まえ、考慮するものとなった。法案説明書によれば、利益の構成要素（収入それ自体及び関連する支出）は全て考慮されなければならない。
3. 法律の説明メモランダム（Explanatory Memorandum）では、経済実体テストについて、積極行動のみが適用対象となると明言するのをやめ、そこにある具体例が、積極行動が考慮要素として重要であることに触れるにとどまることになった。関連して、当該文書では、ある法人が別の法人に対して再び仕事を委託する契約（いわゆる **back to back** 契約など）は、元法人にとって経済的に意味のあるものとされるべきではないと言及している。
4. 申立て期間の30日から60日への変更。草案は、納税者がDPT査定に対して連邦裁判所に控訴することができる期間を30日としていた。

以上の変更点のほか、可決された法案は草案と概ね同じであるが、以下のような若干の修正がある。

- DPTの目的をより明らかにするために、目的規定が入れられた。
- 25百万豪ドル収入テストが、オーストラリア内国法人の所得のみならず、同一グループ下の外国法人のオーストラリア源泉所得も考慮に入れることになった。
- 当初の主要目的要件には、多国間租税回避対策法（「**Multinational Anti Avoidance Law**」。以下、「**MAAL**」）の規定文言に近づける旨の修正がなされた。
- DPTと過少資本税制及び被支配外国法人税制との適用関係が明確化された。とりわけ：
 - (a) 納税者が過小資本税制の下にあり、債務控除というDPT税制上の利益を得ている場合、DPT税制上の利益の計算は、（取引スキームが導入されていなかったならば適用されたであろう）利率が実際の債務に適用されるように、修正される。
 - (b) 取引スキームから生じた収入であっても、被支配外国法人税制との関連で、既にオーストラリア税制に服したものは、DPT税制上の利益に当たらない。
- 経済実体テストに関して、OECD移転価格ガイドラインが参照された。

小括

年間のグループ収入が10億豪ドル以上を有する多国籍企業は、現在の取引ストラクチャー及び今後導入を予定している取引を、DPT税制の観点から、今一度点検することが必要であろう。また、豪州税務当局（ATO）が今後DPT税制をどのように運用していくかを注視し、今後税務調査の場面を想定して、調査官に誤解を与えることがないように、これまで以上に慎重に資料を作成、保存していくことが重要である。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

アルゼンチン

汚職に関する会社の刑事責任を定めた法案

現在開会中の議会において、マクリシオ・マクリ大統領は、アルゼンチンの刑事法制を大きく変更する旨の発言をした。主要な変更点のひとつとして、**2016年10月**に議会に提出された、汚職に関する会社の刑事責任を定めた法案がある。

本法案は、行政機関に対する犯罪や国際的な汚職に関与した会社に対する罰則を定めており、アルゼンチンの法制を国際的な基準に合わせることで期待される。

また、本法案は、汚職事案の発生を防止し、汚職行為の責任を有する者に対して実効的に罰則を科すために、汚職行為に対する現行の調査を促進することを意図している。

会社が罰則の対象となった場合、最高で、当該汚職行為があった時期の前年度の年間総収入額の**20%**が罰金として科されることとなる。

罰則の判断にあたって、裁判所は、会社が汚職となりうる行為を管理・監督するために適切なコンプライアンス制度を構築していたか等を基準にすることとなる。

法案が法律として制定された場合、会社としては、社内倫理規程の制定、定期的なトレーニング、ホットライン制度、その他第三者や顧客等から情報を取得しうる手続等、汚職行為を防止、調査及び警告するための適切な手段を構築する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

米国

米国政府、ZTEによる経済制裁及び輸出管理法違反に対し**11.9億ドル**の罰金を賦課

5年間に及ぶ調査の末、中国第2位の通信機器メーカーである**ZTE Corp.**（以下、「ZTE」）は、①米国によるイランに対する経済制裁及び輸出管理に関する違反、②米国政府に対する虚偽陳述、③司法妨害について、米国司法省（以下、「DOJ」）と司法取引を行い、米国商務省産業安全保障局（以下、「BIS」）及び米国財務省外国資産管理局（以下、「OFAC」）と和解契約を締結した。DOJとの司法取引が連邦裁判所の判事によって承認された場合、罰金の合計額は**11.9億ドル**に達し、米国の輸出管理分野における罰金の最高額となる。

罰金額は高額に及んだものの、ZTEは、輸出特権を剥奪されておらず、米国製の部品を調達することを禁止されていない。BISは、**2016年3月8日**付でZTEを（一定期間輸出特権を停止させることとなる）法人リストに登載したが、時限的なライセンスを与えることにより当該特権を維持させた。米国製の集積回路その他の部品に高度に依存するZTEにとって、輸出特権の剥奪は、事業活動を著しく困難にさせかねないものであった。

裁判所に提出された陳述書によれば、ジェネラル・カウンセルを含めたZTEの経営幹部は、ZTEが民事上又は刑事上の責任を負わないようにするための「分離会社」を通して、米国で生産された部品をイラン向けに出荷していたことを隠ぺいしていたことを認めている。また、当該出荷は、**2012年**のDOJによるZTEへの調査開始以降も継続していたとされている。加えて、

ZTE は、起用した社外弁護士にも当該出荷を隠ぺいしており、そのため、結果的に当該弁護士が DOJ に虚偽の情報を提供したことになる旨を認めている。さらに、当該弁護士の依頼により事件を調査するために社外のフォレンジック会計事務所が起用されていたところ、ZTE は、当該フォレンジック会計事務所からイラン向けの出荷についての記録を隠ぺいするための内部部署を設置したことも認めている。

BIS との和解契約及び DOJ との司法取引において、ZTE は、以下の各事項を行うよう義務付けられている。

- (i) 社外からコンプライアンス監督者を選任すること（コンプライアンス監督者は、ZTE の法令遵守のための取組みの状況、司法取引等の内容及び米国輸出管理法の遵守状況を評価し米国政府に報告する役割を担う。）
- (ii) 今後 6 年間、米国輸出管理法の遵守状況について年度ごとの監査報告書の提出
- (iii) 経営幹部を対象とする、米国輸出管理に関する研修の実施
- (iv) 同種・同規模の企業として考えられる最高レベルの輸出管理に関するコンプライアンス・プログラムの導入

複数の行政当局による多年にわたる ZTE に関する調査は、米国政府が米国輸出管理法を執行する姿勢を強めていることを表している。本件が示すように、主に米国外で事業を行う米国外の企業に対しても行政上・刑事上の制裁が発動されうる点に留意が必要である。

[最初のページに戻る](#)

メキシコ

憲法の労働法分野の改正

2017 年 2 月 24 日、労働法に関するメキシコ憲法の改正が成立した。主要な改正点は、以下の通りである。

労働に関する紛争は、新設される労働裁判所において解決されることとなる。現行の労働委員会の制度は、労働裁判所の運営が開始されると同時に効力を失う。

現在係属中の労働事件は、引き続き現行の労働委員会によって処理されるが、労働裁判所の運営が開始されると同時に労働裁判所に移送され、現行の労働法に基づき解決されることとなる。

労働訴訟の申立てに先立ち、仲裁手続を経ることが義務づけられることとなる。仲裁手続は、今回の改正によって新設される仲裁センターにおいて行われることとなる。なお、仲裁センターと労働裁判所は別個のものとして設立される。

労使間の団体交渉の自由を確保するという観点から、労働協約の締結に向けた申立てを行おうとする労働組合は、その組合が実際に労働者の代表団体であることを証明しなければならない。

この憲法の改正は、2017 年 2 月 25 日から施行される。連邦政府及び州政府は、今後一年の期間をかけて、連邦労働法を含めた関連法につき、この憲法の改正に適合させるために必要な法改正を行う予定である。

この憲法の改正は、メキシコ労働法制の大きな変更であり、メキシコにおける事業活動に対して影響を与えることとなる。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

EU

競争法：欧州委員会、新たな通報制度を導入

2017年3月16日、欧州委員会は、秘密裡に行われたカルテルその他の競争法違反行為について、個人がより容易に匿名で欧州委員会に通報を行うことができる制度を導入した。

これまで、個人が欧州委員会に競争法違反行為について通報を行うことは可能であったものの、ほとんどのカルテルは、欧州委員会のリーニエンシー・プログラムによって発見されていた（なお、リーニエンシー・プログラムとは、企業が自らカルテルへの関与を欧州委員会に通報した場合には、当該企業に賦課されるはずであった制裁金を減免するものである。）。新たな通報制度においては、特別に開発された暗号化メッセージングシステムによって通報者の匿名性が確保されるため、個人による通報件数が増加することが見込まれる。このメッセージングシステムは特別な外部の事業者によって運営され、当該事業者は欧州委員会に対して受信した通報内容のみを報告する（なお、情報提供者の特定につながるメタデータは提供しない。）。また、当該メッセージングシステムにおいては、双方向のコミュニケーションが可能であり、個人が情報を提供することができるだけでなく、欧州委員会の側から情報提供者に対してより詳細な釈明・説明を求めることができる。これにより、欧州委員会は、内部通報者が提供した情報の正確性及び信頼性の確度を高めることができ、よりの確に調査を行うことが可能となる。

欧州委員会の競争政策の責任者である **Margrethe Vestager** 委員は、新制度の重要性を強調するとともに、企業の内部者が有する情報は「欧州委員会がカルテル行為を摘発するための強力な武器」であり、「迅速な調査の達成に貢献するもの」である旨強調している。

実際にも、新たな通報制度によって、EU域内におけるカルテルの摘発の可能性は高められると考えられる。ドイツの競争当局は、2012年以来、同様の匿名による通報制度を導入しており、成果を挙げている旨を発表している。このことは、カルテルに関与する企業にとってみれば、単に欧州委員会による調査に服するおそれが大きくなるということにとどまらず、実際に本制度の下での通報を端緒として調査が行われた場合には、リーニエンシー・プログラムによる制裁金の免除を受けることができない可能性があることを意味する。すなわち、リーニエンシー・プログラムにおいて制裁金の免除を受ける資格を得るためには、制裁金減免申請がなされた時点において、欧州委員会が、立入調査を可能とする又は競争法違反を立証するために十分な情報を取得していない必要があるところ、新たな通報制度が機能すれば、企業が制裁金減免を申請した時点において、欧州委員会が既に十分な情報を得ている可能性があると思われる。欧州委員会が通報によって既に競争法違反に関連する情報を得ていた場合には、欧州委員会に協力した企業は、制裁金の減額を受けることができるに留まる。新たな通報制度を考慮すると、企業は、適時に競争法違反のおそれを察知することができるよう、社内コンプライアンス報告体制（社内内部通報ホットライン、オンブズマン制度、コンプライアンス宣言）の整備を検討すべきである。

[最初のページに戻る](#)

英国

税務戦略の開示義務要件の発表—開示内容・時期・方法・罰則

英国 2016 年財政法（「UK Finance Act 2016」。以下、「財政法」）は、英国において営まれる一定規模以上の事業に対して英国における税務戦略（タックス・ストラテジー）をオンラインで開示する義務を課している。当該開示義務は、2016 年 9 月 15 日以降に開始する全ての事業年度にわたって適用され、かつ遵守しない場合の罰則も設けられている。本ニュースレターでは、明らかになった開示義務の内容について分かりやすく説明する。

1. 税務戦略の開示義務者とされる者

財政法に基づき税務戦略の開示が求められるのは次のような事業※である。

- (a) 英国にプレゼンスを有する多国籍グループ企業（例えばグループ全体の売上高が 7 億 5,000 万ポンドを超える企業）
- (b) 上記の多国籍企業グループ以外のグループ企業であって、英国における売上高が 2 億ポンドを超え、及び／又は貸借対照表の合計が 20 億ポンドを超えるもの（当該グループにおける英国企業の数字を用いて算出した場合）
- (c) 英国の会社、パートナーシップ、及び恒久的施設（以下、「PE」）であって英国における売上高が 2 億ポンドを超え、及び／又は貸借対照表の合計が 20 億ポンドを超えるもの

（※P.13 のフローチャート参照）

注意すべき点としては、英国において事業を営み、かつグループ全体の売上高が 7 億 5,000 万ポンドを超える多国籍企業については、英国における事業売上高について一切のデミニマス基準（少額除外基準）は設けられておらず、英国において最小限の活動しか有していないとしても、当該多国籍企業の英国におけるサブグループ、子会社、関連会社その他 PE 等について開示義務が生じる点が挙げられる。

2. 税務戦略に記載すべき内容

重要なのは、公開すべき税務戦略に記載すべき事項は英国における課税に関する情報に限られるという点である。英国において課税され、支払った額の詳細や、ビジネス上センシティブな内容について記載することは義務付けられていない（ただし対象事業が自発的に当該情報を含めることについては禁じられていない。）。

財政法は、対象事業の税務戦略については下記の事項を記載しなければならないと規定している。

- (a) 英国における課税に関するリスクマネジメント及びガバナンスの取決めに対するアプローチの内容
- (b) 英国における課税に関するタックスプランニングの方針
- (c) 英国における課税に関するリスクの受忍限度
- (d) HMRC との取決めに対するアプローチの内容
- (e) 開示内容が財政法に定める義務を遵守している旨の表明

3. 開示時期

対象事業に該当する場合、2016年9月15日以降に始まる最初の事業年度末までに当該税務戦略を開示しなければならない。

具体例：

- (a) 2016年12月末が事業年度末である対象事業は、2107年12月末までに税務戦略を開示しなければならない。
- (b) 2017年8月末が事業年度末である対象事業は、2018年8月末までに税務戦略を開示しなければならない。

当該事業が開示基準を満たした場合には、その翌年の事業年度末までに税務戦略を開示しなければならないが、また過去に税務戦略を開示した場合には当該開示から15か月以内に開示しなければならないこととされている。

4. 開示方法

開示基準を満たす企業は、その税務戦略をインターネット上に無料で閲覧できる状態に置くことが必要である。税務戦略のみが記載されている文書として開示してもよく、その他の書類の一部として含めてもよい（なお後者の場合、税務戦略以外の部分を開示する義務は生じない）。また、「戦略」という名称でなくともよい。

また、翌事業年度の税務戦略が開示されるまでの間、当該税務戦略を開示しておく必要がある。仮に翌事業年度以降に開示基準に該当しなくなった場合には、開示の日から1年間に限って上記開示方法に従った開示を行えば足りる。

なお、法律上の要求ではないものの、企業が税務戦略をオンラインで開示した場合には、当該企業の開示義務の遵守状況の確認をスムーズに進めるため、HMRCの担当部署（Customer Relationship Manager）への通知が推奨されている。

5. 違反した場合の罰則

開示義務に違反した場合、基本的に7,500ポンドの罰金が科され、不履行の期間に応じて額が加算される。不服申立ては、開示義務の不履行につき十分に合理的な根拠がある場合でなければ行うことはできない。

6. 結論

税務戦略の開示は、欧州を中心にホットトピックとなっており、今回は日本企業にとっても重要な法域である英国における開示義務法制を取り扱った。ただ、財政法の規定を見ても、企業にとって最も大きな懸念対象である開示内容要件には、なお曖昧かつ不明確な箇所が残っている。2で述べたように、一定の基準こそ発表されているものの、具体的にどのような記載をすれば開示義務を果たしたことになるのかは必ずしも明らかではない。税務戦略を開示することによって生じうるインパクトやリスクの大きさを考慮すると、現段階でいきなり包括的で完全な戦略の公表に踏み切るのは尚早とも思われる。一方でボーダフォンやユニリーバ、BP等の世界的大企業の中には極めて詳細な国別納税状況等を明らかにしているものもある。今後の動向については実務の集積を待つ必要があるだろう。いずれにせよ、グローバルにビジネスを展開する企業としては、開示に備えて税務戦略に関する社内情報を整理し開示に向けた準備をしておくことが肝要であろう。

